

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊島区長

## 公表日

令和8年3月9日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者への予診票発行・発行記録登録</li> <li>・接種記録の管理・照会</li> <li>・予防接種記録書の交付</li> </ul> 【その他識別情報】
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号の付番を行う機能。 ②符号要求機能(番号連携サーバ) 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う機能。 ③情報提供機能(番号連携サーバ) 各業務で管理している番号法別表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う機能。 ④情報照会機能(番号連携サーバ) 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 健康管理システム )
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第5条、6条の対象となる区民及び、新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)
その必要性	予防接種に関する事務処理の基礎とするとともに、必要な記録の適正な管理を図るため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<p>【個人番号】情報提供ネットワークによる情報提供のため。            【その他識別情報】自治体内で個人を特定するため            【連絡先等情報】通知業務に利用するため            【業務関連情報】予防接種事務における対象者確認、自己負担額設定、通知等の送付先変更を適正に実施するため。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成26年1月3日
⑥事務担当部署	健康部 保健予防課 長崎健康相談所
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 総合窓口課 障害福祉課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者福祉課 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>

②入手方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
③使用目的 ※		予防接種に関する以下の事務を実施するため。 (1) 予診票等の発送 (2) 接種記録の作成及び健康管理システムへの登録 (3) 申請に基づく予診票の発行 (4) 予防接種実施依頼書の発行 (5) 健康被害救済制度に基づく給付
④使用の主体	使用部署	健康部 保健予防課 長崎健康相談所
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		(1) 住民記録情報に基づく接種対象者情報の把握 (2) 障害区分の連携による対象者抽出 (3) 生活保護受給及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の自己負担額の設定 (4) 成年被後見人の対象者に対する送付先変更の有無の把握
情報の突合		(1) 連携済みの住民基本台帳情報と、更新された住民基本台帳情報を宛名番号をキーとして日次で突合し、日次で自動連携し更新する。 (2) 障害者システムから特定の障害者区分の情報を宛名番号をキーとして自動連携する。 (3) 福祉システムから、接種に係る自己負担として実費を徴収しない対象者を宛名番号をキーとして自動連携する。 (4) 高齢者福祉課に届け出された送付先変更届に記載された情報を、健康管理システムの情報と突合して登録する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件
委託事項1		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

<b>委託事項2</b>		予防接種に係る健康管理システム改修
①委託内容		制度変更等に伴う健康管理システムの改修業務
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。
	⑥再委託事項	予防接種業務に係る健康管理システム改修の一部
<b>委託事項3</b>		予防接種事務委託
①委託内容		予防接種事務に係る以下の業務 (1) 予診票の発行受付、印刷、封入封緘、交付業務 (2) 接種済予診票の検査・接種記録の登録業務
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ヒューマンラスト
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	市区町村長	
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号	
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第28条で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条で定めるもの	
③提供する情報	・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令第28条又は第155条で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令第28条又は第155条で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 定期予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 >

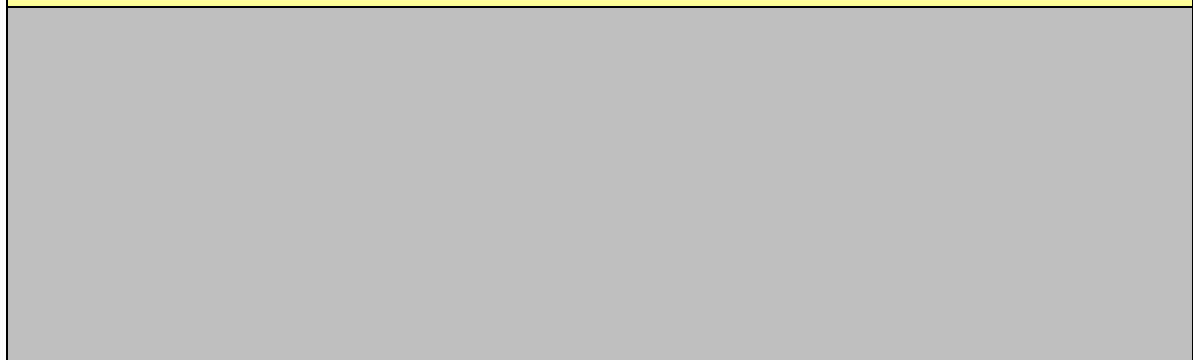
- ・整理番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種期・回数
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住基情報の入手方法は、住民基本台帳システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報は入手できない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>住民基本台帳システム等から入手する情報については、あらかじめ予防接種事務に必要な情報を定めて取得するため必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて取得する特定個人情報は、システムの機能として、定義した住基情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。
その他の措置の内容	・ICカードやパスワードによる認証を設けるとともに、ログによるアクセス監視を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の入手については、その方法により豊島区外で管理している予防接種に関する情報を入手しなければ該当の豊島区民に対する定期予防接種の実施に支障をきたす場合のみ行うこととし、番号連携サーバにアクセスして情報が入手可能な職員も、担当者数人に限っている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	・健康管理システムから番号連携サーバに接種者及び接種記録を連携する際に、宛名番号をキーとして対象を特定することにより、誤った対象者の情報の提供を防止している。 ※宛名番号:個人番号とは別に、豊島区で実施している事務の対象者一人ひとりを識別するために付番された番号である。 ・連携するデータ項目は国から提示されている項目に限定している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置



7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり      2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		



## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TEL03-4566-4115
②対応方法	問い合わせ受付票を作成し、記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 1③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 3特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 4個人番号の利用	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2(別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	事後	法改正による
令和2年12月25日	II 1特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	II 2②基本情報対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	法改正による
令和2年12月25日	III 1特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	V 評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	法改正による
令和4年2月8日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシス	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和4年2月8日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	事後	
令和4年2月8日	V 評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和2年12月1日	令和3年9月17日	事後	
令和4年8月17日	V 評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和3年9月17日	令和4年4月1日		
令和4年8月17日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし		
令和4年8月17日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ② その内容	提出された下記の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が本区の許諾を得ない再委託による業務履行があった。 ①「平成29年度特別区民税・都民税データエントリー業務委託」(平成29年11月13日～平成30年3月31日) ②「平成30年度特別区民税・都民税データエントリー業務委託」(平成30年4月1日～平成30年4月12日) 委託件数合計216,627件 うち再委託された件数71,625件 なお、再委託先からの外部への個人情報の流出は確認されていない。	-		
令和4年8月17日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ② 再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う。(現地立入調査の実施が困難である場合には、委託先に報告書等の作成を求め確認する。)	-		
令和5年7月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	-	健康管理システム	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関 ①部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正
令和5年7月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保健予防課長	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要	-	「予防接種関連ファイル(定期予防接種)」シートの追加	事後	

令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録別添1	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛名番号 ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正
令和5年7月20日	IIIリスク対策	-	「予防接種関連ファイル(定期予防接種)」シートの追加	事後	
令和5年7月20日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ②連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 ℡0120-567-153	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 (新型コロナウイルスワクチン) 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 ℡0120-567-153 (定期予防接種) 池袋保健所 保健予防課 予防対策グループ ℡03-4566-4115	事後	組織改正
令和5年7月20日	V 実施日 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年4月1日	令和5年4月1日		
令和6年7月24日	I 基本情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。  定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。  新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和6年7月24日	I 基本情報 2 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他区市町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	
令和6年7月24日	I 基本情報 4 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	・番号法第9条第1項、別表 14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和6年7月24日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、13、13の2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、26、28 第二十七条、二十八条、三十条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、27、28、29(税) 第二十七条、二十九条、三十条、三十一条(税)	事後	
令和6年7月24日	I 基本情報 6 評価実施期間における担当部署	①池袋保健所 保健予防課 ②新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保健予防課長	①健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所 ②保健予防課長・長崎健康相談所長	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法第5条、6条の対象となる区民及び、予防接種施行令第6条の2に基づく予防接種歴を保管している区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目		主な記録項目から、4情報・健康・医療関係情報・障害者福祉関係情報・生活保護・社会福祉関係情報を除外	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課	事後	

令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報の入手・使用 ②入手方法			事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 主要部署 利用者数	池袋保健所 保健予防課 10人以上50人未満	健康部 保健予防課 10人未満	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用の方法	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を 提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul> <p>情報の突合</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul> <p>情報の突合 削除</p>	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2	-	新規追加	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている	行っていない	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	-	削除	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法第5条、6条の対象となる区民及び、予防接種施行令第6条の2に基づく予防接種歴を保管している区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	予防接種法第5条、6条の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 主要部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所	事後	

令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない	委託する 1件	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		ワクチン副本登録業務に関するシステム改修	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		システム共通基盤と連携し、健康管理システムから番号連携サーバーへの副本登録が行えるよう改修する	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		富士通Japan株式会社	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託		④再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。 ⑥再委託事項 ワクチン副本登録業務に関するシステム改修の一部	事後	
令和6年7月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑥法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第8号	事後	
令和6年7月24日	III リスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	
令和6年7月24日	III リスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</li> <li>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、 ・交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> <li>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 ・意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</li> <li>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</li> <li>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</li> <li>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 ・VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</li> <li>・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</li> </ul>	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。</li> <li>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</li> <li>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</li> </ul>	事後	

令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の使用 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	接続可能な端末は、原則外部に持ち出すことはできない。	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報の提供・移転	提供する	提供・移転しない(関連項目削除)	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)接続する(提供)	接続しない(入手)接続しない(提供) (関連項目削除)	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保健康・消去 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託		定めている	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定内容		・取り扱う個人情報の範囲等 ・個人情報に関する秘密保持 ・目的外利用の禁止 ・再委託の制限 ・複写・複製の制限 ・情報漏えい等を防ぐための安全管理措置の徹底および書面報告 ・従業者に対する監督、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修又は教育の実施 ・セキュリティ対策の整備義務 ・個人情報の持ち出しの制限および持ち出し記録の提出 ・個人情報の取扱い状況の報告および監査・監督等に応じる義務 ・個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応 ・委託終了時に個人情報の消去	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイル		十分に行っている	事後	
令和6年7月24日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法		委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。	事後	

令和6年7月24日	IV開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 (新型コロナウイルスワクチン) 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 TEL0120-567-153 (定期予防接種)	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TEL03-4566-4115	事後	
令和6年7月24日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和8年3月6日	V評価実施手続 1基礎項目評価 ①実施日	令和6年8月1日	令和8年2月1日	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の内容	定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う	予防接種法等関連法令に基づき、以下の事務を行っている。 <予防接種の種類> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) (1) 予診票等の発送 予防接種法等関連法令で定められた予防接種について、接種対象者を抽出する。抽出した対象者を保健所内で印刷し、予防接種事務委託事業者によって封入封緘を行う。対象者数が多い予防接種については、抽出したデータを別途業務委託している封入封緘受託業者に引き渡し、予診票等の印刷・発送を行う。 (2) 接種記録の作成及び健康管理システムへの登録 医療機関等で実施した予診票を基に、予診票検査委託事業者が予診票の記載内容を確認した後、予診票に記載された予防接種情報を入力・登録する。区職員が接種記録データを健康管理システムに登録する (3) 申請に基づく予診票の発行 本人(保護者等を含む)からの申請に基づき、転入者や予診票を紛失した者など予診票の発行が必要と認められる者に対して、予診票の発行を行う。 (4) 予防接種実施依頼書の発行 本人(保護者等を含む)からの申請に基づき、豊島区以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。)で予防接種をする場合、予防接種実施依頼書を作成し、発行する。 (5) 健康被害救済制度に基づく給付 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡の場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法等関連法令に基づき補償金の給付を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種に関する事務> ・予防接種の実施後に接種記録等を管理する。	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	・接種記録の管理	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	・接種対象者への予診票発行・発行記録登録 ・接種記録の管理・照会 ・接種記録の照会・他市区町村への提供 ・予防接種証明書の交付	・接種対象者への予診票発行・発行記録登録 ・接種記録の管理・照会 ・予防接種記録書の交付	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他システムとの接続	情報提供ネットワークシステム、住民基本台帳ネットワークシステム	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称		番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能		①団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号の付番を行う機能。 ②符号要求機能(番号連携サーバ) 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う機能。 ③情報提供機能(番号連携サーバ) 各業務で管理している番号法別表の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う機能。 ④情報照会機能(番号連携サーバ) 中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システム	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続		その他(健康管理システム)	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称		中間サーバ	事後	

令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能		1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能	事後	
令和8年3月6日	I 基本情報2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続		情報提供ネットワークシステム、宛名システム等	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 主な記録項目	個人番号、その他識別番号、連絡先、その他住民票関係情報	個人番号、その他識別情報(内部番号)、5情報、連絡先、その他住民票関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため	【個人番号】 情報提供ネットワークによる情報提供のため。 【その他識別情報】 自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 通知業務に利用するため 【業務関連情報】 予防接種事務における対象者確認、自己負担額設定、通知等の送付先変更を適正に実施するため。	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報⑤保有開始日	令和3年4月1日	平成26年1月3日	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報⑥事務担当部署	健康部 保健予防課	健康部 保健予防課 長崎健康相談所	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	本人または本人の代理人、評価期間内の他部署(総合窓口課)、行政機関・独立行政法人、地方公共団体・地方独立行政法人	本人または本人の代理人、評価期間内の他部署(総合窓口課 障害福祉課 福祉総務課 生活福祉課 高齢者福祉課)	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	予防接種に関する事務、および必要な記録の作成のため	予防接種に関する以下の事務を実施するため。 (1) 予診票等の発送 (2) 接種記録の作成及び健康管理システムへの登録 (3) 申請に基づく予診票の発行 (4) 予防接種実施依頼書の発行 (5) 健康被害救済制度に基づく給付	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康部 保健予防課	健康部 保健予防課 長崎健康相談所	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 利用者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(1) 住民記録情報に基づく接種対象者情報の把握 (2) 障害区分の連携による対象者抽出 (3) 生活保護受給及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者の自己負担額の設定 (4) 成年被後見人の対象者に対する送付先変更の有無の把握	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	当市区町村からの転出者について、転出先自治体が、区民情報系基盤システムにより、個人番号を用いて当市区町村の接種記録と突合する。	(1) 連携済みの住民基本台帳情報と、更新された住民基本台帳情報を宛名番号をキーとして日次で突合し、日次で自動連携し更新する。 (2) 障害者システムから特定の障害者区分の情報を宛名番号をキーとして自動連携する。 (3) 福祉システムから、接種に係る自己負担として実費を徴収しない対象者を宛名番号をキーとして自動連携する。 (4) 高齢者福祉課に届け出された送付先変更届に記載された情報を、健康管理システムの情報と突合して登録する。	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	令和3年4月1日	平成27年6月1日	事後	

令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2		予防接種に係る健康管理システム改修委託	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2①委託内容		制度変更等に伴う健康管理システムの改修業務	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2②委託先名		富士通Japan株式会社	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の有無		再委託する	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託の許諾方法		委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2 ④再委託事項		予防接種業務に係る健康管理システム改修の一部	事後	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項3		予防接種事務委託	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項3①委託内容		予防接種事務に係る以下の業務 (1) 予防票の発行受付、印刷、封入封緘、交付業務 (2) 接種済予防票の検査・接種記録の登録業務	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項3②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項3②委託先名		株式会社ヒューマントラスト	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項3 ④再委託の有無		再委託しない	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ②提供先における用途		・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第28条で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条で定めるもの	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報		・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令第28条又は第155条で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令第28条又は第155条で定めるもの	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>&lt;豊島区における措置&gt; ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退出管理を行っている。 ・特定個人情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システムにおける追加措置&gt; ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	事後	
令和8年3月6日	II 特定個人情報ファイルの概要	予防接種関連ファイル(定期予防接種) に関する概要	予防接種ファイルに関する概要に統合。II-1〜7まで削除	事後	
令和8年3月6日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt; ・個人番号 ・宛番号 ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※)</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p> <p>&lt;定期予防接種に関する記録項目&gt; ・整理番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種期・回数 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類</p>	<p>&lt;定期予防接種及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt; ・整理番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種期・回数 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類</p>	事後	

令和8年3月6日	Ⅲリスク対策	予防接種関連ファイルに関するリスク対策	予防接種関連ファイル(定期予防接種)に関するリスク対策に統合。Ⅲ-1～10まで削除	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。) 今後、当該事務を行うこととなった場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	・住基情報の入手方法は、住民基本台帳システムとの連携処理(バッチ処理)にて取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報は入手できない。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置	現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。) 今後、当該事務を行うこととなった場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	住民基本台帳システム等から入手する情報については、あらかじめ予防接種事務に必要な情報を定めて取得するため必要な情報以外を入手することはない。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	健康管理システムから特定個人番号にアクセスすることは不可能である。	個人番号と紐付けて取得する特定個人情報は、システムの機能として、定義した住基情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるリスク及びそのリスクに対する措置	現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。)	・ICカードやパスワードによる認証を設けるとともに、ログによるアクセス監視を行っている。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)	削除	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		情報提供ネットワークシステムを用いた特定個人情報の入手については、その方法により豊島区外で管理している予防接種に関する情報を入手しなければ該当の豊島区民に対する定期予防接種の実施に支障をきたす場合のみ行うこととし、番号連携サーバーにアクセスして情報が入手可能な職員も、担当者数人に限っている。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策6. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞ 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウド サービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策6. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その内容	現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。)	削除	事後	
令和8年3月6日	Ⅲリスク対策9. 従業者に対する教育・啓発	当該システムを利用できる職員を管理し、使用者に対しマニュアルを利用しながら必要な教育及び指導を行っている。	当該システムを利用できる職員を管理し、使用者に対しマニュアルを利用しながら必要な教育及び指導を行っている。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	

